

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金の種類	保険金をお支払いする場合
	<p>2)責任期間開始後に発病した病気がもとで責任期間終了後72時間をお支払いするまでに治療を受け、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、責任期間終了後に発病した病気については、原因が責任期間中に発生したものに限ります。)</p> <p>3)責任期間中に感染した特定の感染症によって責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p>	手荷物遅延等保険金(定額払型)	<p>的(注1)に運搬されなかった等の被保険者の予期せぬ偶然な事故により、目的地の到着時刻から6時間以内に受け取ることができなかつた場合で、責任期間中に被保険者が次の費用(注2)(金額の大小を問いません。)を支出したとき(他人への謝金・礼金を含みません。)に、1回の事故につき1万円をお支払いします。</p> <p>1)衣類購入費(下着、寝間着など必要不可欠な衣類)</p> <p>2)生活必需品購入費(寄託手荷物に含まれていた洗面用具、かみそり、くしなど)</p> <p>3)上記1)、2)以外にやむを得ず必要となつた身の回り品購入費</p> <p>(注1)航空機が到着を予定していた地をいい、乗継地を含みます。</p> <p>(注2)責任期間中で、かつ、目的地への到着後96時間以内に被保険者が目的地にて負担した費用に限ります。</p>
治療・救援費用保険金	<p>お支払いする保険金は1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。</p> <p>治療費用</p> <p>被保険者が次の1)から3)のいずれかに該当したことにより、実際に支出した治療費用等で社会通念上妥当な費用をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となつた費用に限ります。</p> <p>1)責任期間中の事故によるケガがもとで、治療を受けた場合</p> <p>2)責任期間開始後に発病した病気がもとで、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を受けた場合(ただし、責任期間終了後に発病した病気については、原因が責任期間中に発生したものに限ります。)</p> <p>3)責任期間中に感染した特定の感染症がもとで、責任期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を受けた場合</p> <p>救援費用</p> <p>被保険者が次の1)から7)のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に支出した救援費用等で社会通念上妥当な費用をお支払いします。</p> <p>1)責任期間中の事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または3日以上続けて入院した場合</p> <p>2)責任期間中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合</p> <p>3)責任期間中に発病した病気により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合、または3日以上続けて入院した場合(責任期間中に治療を開始した場合に限ります。)</p> <p>4)責任期間中の自殺行為がもとで、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>5)責任期間中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登はん中に遭難した場合</p> <p>6)責任期間中に被った事故により生死が確認できない場合(被保険者の無事が確認できた後に発生した費用は対象なりません。)または緊急搜索・救助活動が必要な状態になったことが警察等公的機関により確認された場合</p> <p>7)責任期間中に誘拐されたまたは行方不明になったことを警察等公的機関に届出した場合</p>	テロ等対応保険金	<p>被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延した場合(注1)、被保険者が責任期間中に費用(注2)を負担することによって被った損害に対して、テロ等対応保険金額に帰国遅延日数(到着予定日からその日を含めて到着が遅延した日数とし10日を限度)を乗じた金額をお支払いします。</p> <p>1)被保険者が乗客として搭乗している交通機関(搭乗予定を含みます。)または被保険者が入場している施設(入場予定を含みます。)に対する第三者による不法な支配、テロ行為または公権力による拘束</p> <p>2)被保険者に対する公権力による拘束</p> <p>3)被保険者が誘拐されたこと</p> <p>4)日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと</p> <p>(注1)公的機関または交通機関により発生の証明がなされるものに限ります。</p> <p>(注2)交通費、宿泊施設客室料、国際電話料等通信費をいいます。</p>
緊急歯科治療費用保険金	責任期間中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化を直接の原因として、責任期間中に緊急歯科治療を開始した場合に、責任期間中に要した費用であり、社会通念上妥当で、かつ、同等の症状に対して通常負担する費用に相当する金額に縮小割合(50%)を乗じた額を10万円限度にお支払いします。	損害賠償請求費用保険金・法律相談費用保険金(弁護士費用等補償特約)	<p>損害賠償請求費用</p> <p>被害事故(注1)によって、保険金請求権者(注2)が法律上の損害賠償請求を行う場合に、当社の同意を得て支出した損害賠償請求費用を1回の被害事故につき100万円を限度としてお支払いします。</p> <p>法律相談費用</p> <p>被害事故(注1)によって、保険金請求権者(注2)が弁護士に法律相談を行う場合に、当社の同意を得て支出した法律相談費用を1回の被害事故につき10万円を限度としてお支払いします。</p> <p>(注1)責任期間中に発生した予期せぬ偶然な事故により被保険者が身体の障害または財物の破損を被ることをいいます。</p> <p>(注2)被害を被った被保険者(被保険者が死亡した場合はその法定相続人)をいいます。</p> <p>注)法律相談または損害賠償請求を行う場合は、あらかじめ当社にご連絡ください。</p>
個人賠償責任保険金	責任期間中にあやまって他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることができます。	保険証券の発行に関する特約	<p>ご契約の成立およびその内容に関する情報を、保険契約証などの書面による発行・送付に代えて、WEB上のご契約完了時のご契約内容確認画面にて提供する場合にセットされる特約です。リスク細分型特定手続用海外旅行保険(ソニー損保の海外旅行保険)でご契約いただく全てのご契約にこの特約がセッタされています。</p> <p>なお、保険契約者が保険契約証などの発行を請求した場合、当社は必要な費用をお申込(保険契約者)に請求させていただきますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>注)約款、保険金請求書についても原則として、書面による発行・送付は行いませんのでご注意ください。</p>
携行品損害保険金	責任期間中に、被保険者所有(被保険者が旅行開始前に賃貸業者以外の他人から無償で借りた物を含みます。)の携行品(カメラ、カバン、衣類等)が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合に、携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度とし、損害額をお支払いします。携行品損害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。		<p>*「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中をいいます。</p> <p>*「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。</p> <p>*「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。</p>
航空機寄託	被保険者が航空機の搭乗時に運搬を寄託した手荷物が、目	急激	「事故が突然的で、ケガの発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

偶然	「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。	オプション特約の保険金の種類	保険金をお支払いする場合
外来	「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する病気要因の作用でないこと」を意味します。		<p>目的地における旅行サービスの取消料を除き、上記 1) の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、上記 2) の場合は乗継地において負担した費用に限ります。</p> <p>(注 3) 運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。</p> <p>(注 4) 搭乗予定航空機の出発遅延、欠航等^(注 3)、搭乗した航空機の着陸地変更による乗継地への到着遅延を含みます。</p>
	<p>②保険金をお支払いできない主な場合</p> <p>この保険では、以下に掲げるケガ・病気・損害等に対しては保険金をお支払いいたしません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行出発前に発病した病気の治療 ・カイロプラクティック、鍼(はり)、灸(きゅう)の施術等 ・妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気。ただし、治療・救援費用保険金のうち、妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として死亡した場合の費用ならびに妊娠初期の異常(妊娠満 22 週未満に発生し日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる妊娠に関する症状をいいます。)を直接の原因として治療を開始した場合の費用を除きます。 ・酒気帯び運転中や、麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じた事故 ・職務遂行に関する、または航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・サーフィン・ウインドサーフィン等の用具、現金・小切手・クレジットカードやコンタクトレンズの携行品損害 ・置き忘れ・紛失の携行品損害(海外での旅券の損害を除きます。) ・保険料領収前または契約日前に既に支払条件に該当していた場合の旅行キャンセル費用 <p>など</p>		<p>被保険者が次のいずれかに該当したこと^(注 1)により、出国を中止した場合に保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した取消料、違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用、渡航手続費として支払った費用^(注 2)に保険証券記載の縮小割合(100%)を乗じた金額をお支払いします。ただし、旅行キャンセル費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(注 1)次のいずれかに該当したことの具体的な事由は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)被保険者、同行予約者^(注 3)（以下「被保険者等」といいます。）または被保険者等の配偶者もしくは親族が死亡した場合または危篤となった場合 2)被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは親族がケガや病気^(注 4)で入院を開始した場合(ただし、入院が継続して 3 日以上に及んだ場合に限ります。) 3)被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登攀中に遭難した場合 4)急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合 5)被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、台風、雪崩等により 100 万円以上の損害を受けた場合 6)被保険者等が証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合 7)被保険者等がこれから訪れる予定の渡航先において、次のいずれかの事由が発生した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火、これらによる津波 ・戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為 ・利用を予定していた運送機関・宿泊機関等の事故または火災 ・これから訪れる予定の渡航先に対する日本国政府の退避勧告等の発出 8)被保険者等に官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合 9)被保険者等に災害対策基本法に基づく避難指示等が公的機関から出された場合 <p>(注 2)上記費用には今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。また、渡航手続費については、出国中止した後においても使用できるものに対する費用を除きます。</p> <p>(注 3)被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行するものをいいます。</p> <p>(注 4)妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。</p>
オプション特約の保険金の種類	保険金をお支払いする場合		<p>旅行キャンセル費用保険金</p> <p>被保険者が次のいずれかに該当したこと^(注 1)により、出国してから住居に帰着するまでの間に被保険者が旅行を途中で取りやめ帰国した場合に、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用^(注 2)に保険証券記載の縮小割合(100%)を乗じた額をお支払いします。ただし、旅行中断費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(注 1)次のいずれかに該当したことの具体的な事由は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)被保険者、同行予約者（以下「被保険者等」といいます。）または被保険者等の配偶者もしくは親族が死亡した場合または危篤となった場合 2)被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは親族がケガや病気^(注 3)で入院を開始した場合 3)被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登攀中に遭難した場合 4)急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合
ペット預入延長保険金	<p>被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後 12 時までに予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延したことにより、被保険者がペット^(注 1)の預入延長^(注 2)のために費用を負担することによって被った損害に対して、ペット預入延長保険金日額にペット預入延長日数^(注 3)を乗じた金額をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休 2)交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能 3)被保険者が治療を受けたこと 4)被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります 5)被保険者の同行家族または同行予約者が入院したこと <p>(注 1)被保険者個人の家庭において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。</p> <p>(注 2)帰国遅延により被保険者がペットの世話を従事できなくなり、到着予定日以降に被保険者が行ははずであったペットの世話を委託するためにペット専用施設(ペットが宿泊できる設備を備えたペットホテル等の有料の施設をいいます。)にペットを預け入れることをいいます。</p> <p>(注 3)ペットの預入延長を要した日数をいい、引取予定日の翌日から起算して 7 日を限度とします。</p>		
航空機遅延等保険金(定額払型)	<p>次のいずれかに該当したことにより出発予定時刻^(注 1)から 6 時間以内に代替機を利用できない場合に、被保険者が支出した費用^(注 2)に対して、1 回の事故につき 1 万円をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)搭乗予定機の 6 時間以上の出発遅延、欠航等^(注 3)、搭乗した航空機の着陸地変更 2)航空機を乗り継ぐ場合に到着機の遅延等^(注 4)により乗継予定航空機に搭乗できないこと <p>(注 1)着陸地変更の場合には着陸時刻、上記 2)の場合には乗継地への到着時刻とします。</p> <p>(注 2)宿泊施設客室料、食事代、ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料等通信費、目的地における旅行サービスの取消料をいい、社会通念上妥当な金額とします。なお、</p>	旅行中断費用保険金	

ご契約内容確認事項(意向確認事項)

補償内容や保険金額等お申込み内容が、お客様のご意向どおりの内容になっているかご確認のうえお申込みください。

本確認事項は万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいたぐ上で特に重要な事項を正しくご入力いただいていることを確認させていただくためのものです。お客様のご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終にお客様のご希望を満たした内容であること、お申込みをする上で特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認・ご了解の上お申込みください。

(1) この保険は、お客様のご希望に沿って、ご旅行期間中のケガや病気による死亡・後遺障害や治療等への備えとして提案させていただくものです。ご契約金額、保険料等お客様のご希望にお応えできない部分がございましたら、当社までお申し出ください。

(2) 次の項目について、お客様のご希望どおりとなっていることをご確認ください。

①補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金が支払われない主な場合など)、特約の内容

②被保険者の範囲(ご自身、ご自身以外、複数の方)

③保険金額(ご契約金額)

④保険期間(保険のご契約期間、ご旅行期間にあわせてご設定ください。)

⑤保険料、払込方法、契約者配当制度がないこと

(3) お申込画面にて入力された年齢、性別、他の傷害保険契約等の有無および保険金請求歴等各項目の入力内容について、すべて正しい内容となっていますことをご確認ください。

(4) 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容をご確認ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは、重要事項説明書に記載のご連絡先をご参照ください。

個人情報の取扱説明書(個人情報の取扱いについて)

(1) 法令等の遵守

当社は、個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護に関する法律その他個人情報保護に関する諸法令に関し個人情報保護委員会および所管官庁が公表するガイドライン類に定められた義務、ならびに当社のプライバシーポリシーを遵守します。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、本保険契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本保険契約の管理・履行、適正な保険金等の支払い、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内や提供、アンケート、再保険契約の締結、再保険金の請求等の目的の達成に必要な範囲内において利用します。

また、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

(3) 個人情報の第三者提供

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、本保険契約に関する個人情報を、業務委託先(保険代理店を含む)、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、他の損害保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、再保険会社等(外国にある事業者を含む)に提供し、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

当社のプライバシーポリシー、個人情報の取扱いに関する詳細、当社取扱商品・サービス内容等については、当社ウェブサイト
(<https://www.sonysonpo.co.jp/>) をご覧ください。

お申込人と被保険者が異なる場合は、お申込人から上記個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。